

委員会案第2号

宇都宮市議会委員会条例及び宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例の一部改正

宇都宮市議会委員会条例及び宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月22日

議会運営委員会

委員長 山崎 昌子

宇都宮市議会委員会条例及び宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

(宇都宮市議会委員会条例の一部改正)

第1条 宇都宮市議会委員会条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「子ども文教常任委員会」を「子ども教育常任委員会」に改め、同条第4号中「経済部」の右に「，魅力創造部」を加える。

第4条第2項本文中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第4項本文中「申し出」を「申出」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第5項中「第2条の2第2項（常任委員の任期）」を「第2条の2（常任委員の任期）第2項」に改める。

第11条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第12条第2項中「会議に、オンラインによる方法で出席している委員長又は委員が、前項ただし書の規定により発言するときは、オンラインによる方法により行うものとする」を「会議において、前項ただし書の規定により委員長又は委員が発言するときは、オンラインによる方法により行うことができる」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法により出席することができる。

第14条及び第15条中「申し出で」を「申し出」に改める。

第19条の2第1項及び第2項を次のように改める。

委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、あらかじめ議長と協議して、オンラインによる方法を活用して委員会を開くことができる。ただし、第11条（委員会の公開）第1項ただし書の規定による秘密会の場

合は、この限りでない。

- (1) 災害の発生，感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 公務，疾病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により開会された委員会に，オンラインによる方法で出席する委員は，当該委員会に出席しているものとみなす。

第19条の2中第3項を削り，第4項を第3項とする。

第21条ただし書中「第12条（委員長及び委員の除斥）」を「第12条（委員長及び委員の除斥）第1項」に，「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第22条ただし書中「きめた」を「決めた」に改める。

第23条第1項中「聞く」を「聴く」に改め，同条第2項中「申し出」を「申出」に，「きめる」を「決める」に改める。

第24条を次のように改める。

（委員長の発言）

第24条 委員長が，委員として発言しようとするときは，委員席に着き発言し，発言が終わった後，委員長席に復さなければならない。ただし，討論をしたときは，その議題の表決が終わるまでは，委員長席に復することができない。

第27条中「終った」を「終わった」に，「報告書をつくり，多数意見者の署名を付して」を「報告書を作成し，」に改める。

第28条中「つくり」を「作成し」に，「連署」を「記名」に改める。

第30条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第33条中「申し出で」を「申し出」に改め，同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，前項の規定による申出は，公聴会を開こうとするときに委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第37条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第34条に次の3項を加える。

2 前項のあらかじめ申し出た者の中に，その案件に対して，賛成者及び反対者があるときは，一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は，オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

4 前項の規定による出席の手續，出席の確認その他必要な事項は，議長が別に定める。

第37条の見出しを「(代理人又は文書等による意見の陳述)」に改め，同条本文中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め，同条ただし書中「この限りでない」を「，この限りでない」に改める。

第37条の2第3項中「代理人」の右に「又は文書等による意見の陳述」を加え，同項を同条第5項とし，同条第2項の次に次の2項を加える。

3 参考人は，オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 前項の規定による出席の手續，出席の確認その他必要な事項は，議長が別に定める。

第39条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず，同項の規定による記録の作成は，議長が定めるところにより，当該記録に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において，同項の規定による署名又は押印については，同項の規定にかかわらず，氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

(宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例の一部改正)

第2条 宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし，第10条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による提出又は送付)

第11条 議長又は市長に対して行われる提出又は送付のうちこの条例の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物により行うことが規定されているものについては，当該提出又は送付に関するこの条例の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議長又は市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）とその提出又は送付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出又は送付については，当該提出又は送付に関するこの条例の規定に規定する方法により行われたものとみなして，当該提出又は送付に関するこの条例の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出又は送付は，当

該提出又は送付を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(委員に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の宇都宮市議会委員会条例（以下「旧委員会条例」という。）の規定に基づき在職する子ども文教常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、同条の規定による改正後の宇都宮市議会委員会条例（以下「新委員会条例」という。）の規定に基づく子ども教育常任委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧委員会条例の規定に基づく子ども文教常任委員会の委員の残任期間とする。

(継続調査事件に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧委員会条例の規定に基づく総務常任委員会に議会閉会中の継続調査事件として付託されている案件のうち宇都宮市部課設置条例の一部を改正する条例（令和5年条例第34号）の規定による改正後の宇都宮市部課設置条例（昭和30年条例第1号）第2条の表魅力創造部の項第1号に規定する事項に係るものについては、新委員会条例の規定に基づく環境経済常任委員会に付託されたものとみなし、旧委員会条例の規定に基づく子ども文教常任委員会に議会閉会中の継続調査事件として付託されている案件のうち同項第2号、第3号及び第4号に規定する事項については、新委員会条例の規定に基づく環境経済常任委員会に付託されたものとみなす。

(提出の理由)

地方自治法の一部改正に伴い、委員会条例及び政務活動費の交付等に関する条例に規定する各種手続等のオンライン化に対応するとともに、魅力創造部の新設に伴い、子ども文教及び環境経済の各常任委員会に係る所管の一部変更や、子ども文教常任委員会の名称を子ども教育常任委員会に改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。